

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 身体障害者等に対する自動車税の課税免除の申請について、申請書の記載事項を改める等その手続を見直すこととした。（第103条の4関係）
- 2 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（附則第24条の2、附則第25条関係）
- 3 地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第40条関係）
- 4 地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（附則第18条の2の2関係）
- 5 施行期日
この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、2（題名の改正に係る部分を除く。）は公布の日から、3は平成28年1月1日から、4は平成29年1月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員を増員することとした。（第2条関係）
- 2 幹事を増員することとした。（第3条関係）
- 3 施行期日等
(1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎自治振興基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 自治振興基金の額を11,506,000千円（改正前12,806,000千円）に減額することとした。（第3条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の廃止に伴い、所要の整備をすることとした。（第3条関係）
- 2 知事が岩手県信用保証協会からの求償権の放棄等の申請を承認することができる場合に、当該求償権の放棄等が産業競争力強化法に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画等に基づくものであることを加えることとした。（第3条関係）
- 3 施行期日等
(1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎農地中間管理事業等促進基金条例（条例第6号）

- 1 農用地の利用の効率化及び高度化の促進を目的として行われる農地中間管理事業等の促進に資するための事業に要する経費の財源に充てるため、農地中間管理事業等促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日
この条例は、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則関係）